

報 告



第106号
発行所 北浦村役場
北浦村大字山田
発行人 北浦村長 高柳庄次郎
さんゆう社印刷所

12月の納税
固定資産税
第4期
公民館出張徴収
12月23・25日

窓口の一本化はかる

住民基本台帳制度が実施

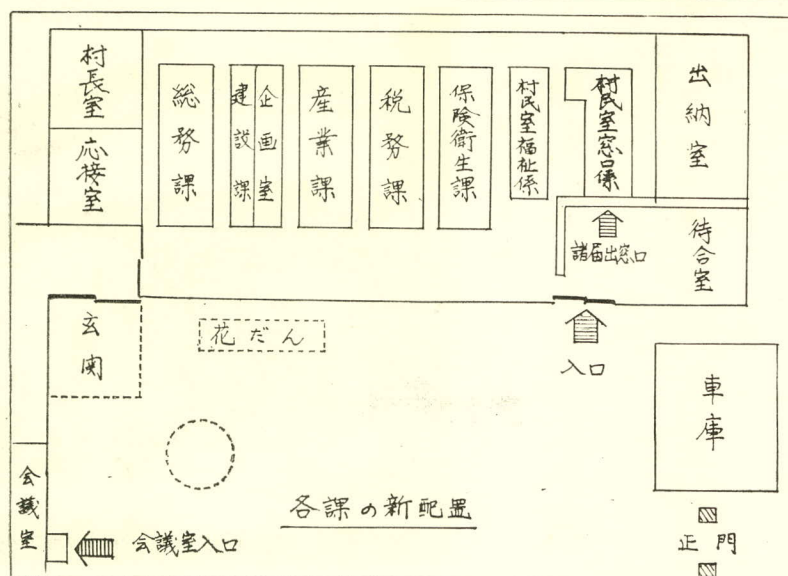
さきの特別国会で、住民基本台帳法が成立し、11月10日から施行されました。この法律は、これまで、住民登録・国民年金・国民健康保険・米の配給などそれぞれ行政目的ごとに備えつけられていた役場の台帳を、住民基本台帳に一本化し、住民から住所変更などについての届出を、いまよりずっと簡単にしようとするものです。

これまでの制度では、住所変更する場合の手続きは、これだけの手続きを別々に行なうことになっていました。このため、住民の側からすれば非常にわずらわしい制度であり、これを処理する市町村にとっても、事務処理をするうえで、非効率な制度となっていました。

役場事務室を改築

課の配置も変わる

村では、住民基本台帳制度の実施にともない、いろいろな届出など窓口事務が一本化されることから、これに合った窓口にするため、事務室の一部改築を行ないました。役場には、これまで、カウンタをへだてて各課に窓口が置かれていたわけですが、カウンタは、直接窓口に関係する部分だけとし、みなさんのほとんどの用事は、この窓口を通してすることができるよう配慮しました。



加納さん
勲六等旭日章光賞

小幡の加納さん(写真)は、昭和29年生まれで、ことし七十一歳、昭和23年に要村協議会議員に就任以来、北浦村発展後を引き続き村の議会議員をつとめ、20年もの長い間地方自治発展のために、

小作料最高額改正

水田四倍、畑は二・五倍

農地の小作料の最高額の基準が、9月1日付けで別表のとおり改正されました。この改正は、農地法が施行されてからはじめてのもので、水田はこれまでの四倍、畑は二・五倍に引き上げられました。

小作料最高額の基準 (10アール当たり)

等級	田	畑
1級	5,688	2,170
2級	5,444	2,073
3級	5,204	1,973
4級	4,960	1,875
5級	4,720	1,778
6級	4,476	1,680
7級	4,236	1,580
8級	3,992	1,483
9級	3,752	1,385
10級	3,508	1,285
11級	3,268	1,188
12級	3,024	1,090
13級	2,784	990
14級	2,540	893
15級	2,300	795



毎日ご苦労さま
園児が役場を慰問

○「勤労感謝の日」にあすにひかえた11月22日、三育幼稚園の子どもたち約五十名が役場を慰問に訪れました。

○「役場のみなさん、毎日ご苦労さま。ぼくたちが毎日楽しく幼稚園へ来られるのも、役場のおじさん、おばさん、おにいさんたちのおかげです。と、手にした美しい花束や手づくりの花びん・くす玉を、村長や課長さんたちに、はにかみながら手渡しました。

○「持ちきれないほどのプレゼントに、課長さんたちはいささかうれしそう。子どもたちの期待にそわかないよう、ますますいっしょけんめいやらねば」と、さっそく事務室へ消えて行きました。

写真は、園児から花束を受ける村長。

高橋建設が請負い

郡老人福祉センター

行方郡の五カ町村共同でつくる老人福祉センター建設工事、このほど行なわれた指名競争入札の結果、高橋建設株式会社花落し、請負うことになりました。

起工式は、十二月二日行なわれ、完成は、来春三月の予定です。

ご用納め
ことしも残り少なく、何かと忙しい毎日です。

例年のとおり、役場事務のご用納めは、28日です。ご用の方はなるべく早めにすませてください。戸籍事務(出生・死亡届など)は、続けております。なお、ご用始めは、1月4日からです。

お知らせ

- 北浦三育幼稚園
入園児募集
一年保育 八十名
二年保育 三十名
〇一年保育
昭和37年4月2日から38年4月1日までに生まれたい幼児
〇二年保育
昭和38年4月2日から39年4月1日までに生まれたい幼児
- 申込期間と受付時間
昭和42年12月4日から12月28日まで(金曜・土曜日を除く午後2時以後) 金・土曜日は受け付けしません。
- 入園料と保育料
入園料は二千元です。毎月の保育料は千五百円ですが、このほかの毎月の所要経費は、つぎのとおり。
絵本代 二年長百円、年少七十円
教材代 五十円
誕生会費 三十円
卒園積立 百円(卒園児に限る)
- 冬期暖房費 百円(11月から3月まで)
維持費 二百五十円
- 引揚者に対し
「特別交付金支給」
この特別交付金は、外地に「生活の本拠」を一年以上もっていた人が、終戦等のやむを得ない理由によって、本邦に引き揚げるようになったため、在外財産だけでなく、生活利益、生活に根ざすすべてのものを失った打撃に報いる趣旨で支給されるものです。
- 支給される者
▽支給される者
つぎの者で、昭和42年8月1日現在日本国籍を有する者です。
(1)引揚者
(2)昭和42年7月31日以前に死亡した引揚者の遺族
(3)引揚前死亡者の遺族
▽請求手続
役場に備えつけの請求用紙をください。
- わが家の家計簿
体験談募集
家計簿がわが家の生活に役立ったという体験記が、つぎにより募集されています。ふろって応募してください。
- 原稿 四百字詰め原稿用紙五枚以内、本文のほか、最近三か月の記帳内容のわかる簡単な表を添付。原稿には、応募者の住所・氏名・年齢・同一家計でくらす家族名(応募者との続柄・年令・職業・就学状況など)および家計簿記帳年数を記載。封筒表面に「家計簿体験談」と明記する。
- 締切り 43年2月29日
▽送り先 水戸市三の丸一丁目五番三十八号 茨城県地方課内茨城県府審推進委員会
▽入選 特選三編 各三万円
秀作七編 各二万円
佳作四十編 各五千元
- ▽発表 43年6月中旬
▽主催 貯蓄増強中央委員会
および都道府県府審推進委員会
▽後援 日本放送協会
くわしくは、総務課におたずねください。

婦人ホームが完成

A black and white photograph of a modern building with a flat roof and large glass windows. Several people are standing outside the entrance area, and a large tree is visible on the left side of the frame.

小中学生 三人が続いて入選

共催による小中学校つづり方コンクールでは、北浦中のふたりが入選、佳作にもふたりがはいりました。

このほか、このコンクール中学生の部では、つぎの二点が佳作にえらばれています。

▽苦闘にたえて 北浦中三年

入選したのは、一年の小林
恵美子さんの書いた「ハチの
四季」と、三年の前田恵助君
の「喜びをつかむまで」の二
つ。仲居洋子さん
▽きょうだい
高野よし子さん
また、小学生では、このほ

学校花壇コンクール

県教育委員会、県新生活運動推進協議会主催によることしの茨城県小中学校花壇コンクールは、小学校百十一校、

小貫小学校では、昭和36年にはじめてこのコンクールに参加した。このコンクールの恵助君 根本 智雄君


 加、このとき修長賞
 に選ばれました。
 れをきっかけに、
 花を愛する心くを
 と、子どもたちの
 音楽教育に支えた、

「年賀」と朱書する。
 (5) 子どもあてのものには、必ず世帯主のカタ書きを書いてください。

写真は、花壇つくり
 に精を出す小貫小
 学校のこどもたち。

写真は、花壇づくりに精を出す小貫小学校のこどもたち。

A black and white photograph showing a group of people, including children and adults, working in a garden. Some are kneeling and planting, while others are standing. A building with large windows is in the background.

局でテレホンサービス

青果物と枝肉(豚肉)の新しい情報を知らせる市況イレホンサービスが、潮来局と土浦局ではじまりました。

● 献血するには 十六才から六十四才までの人で、体重が男子四十五キ、女子四十キ以上の健康な人であれば、どなたでもできます。

ただし、妊娠中または産後六カ月以内の人は除かれます。献血を希望する方は、役場保健衛生課、または各区長または区長代理に連絡してください。

は別として、心が落ちつく…
心気をさわやかにする…ピタ
ミンCの補給源である…ねむ
けをさます…疲れをいやす…
など。

なるほどそのとおりで、お
茶は、わたくしたちの日常生
活に欠かせない飲みものとな
っています。ただ、注意しな
いといふのは、お茶は、お茶

第一位を……」と、子どもたちは、早くも、来年の苗づくりに精を出しています。

献血をお願いすることになりました。できるだけたくさんのかたのご協力をお待ちして

かというとお茶を飲みます。
お茶の効用についても、い
ろいろいわれています。いわ

20日に集団献血

ご協力ください。
12月中旬、婦人会のかたが
たが、みなさんのお宅へうか
がいますので、あたかいこ芳
志をおよせください。

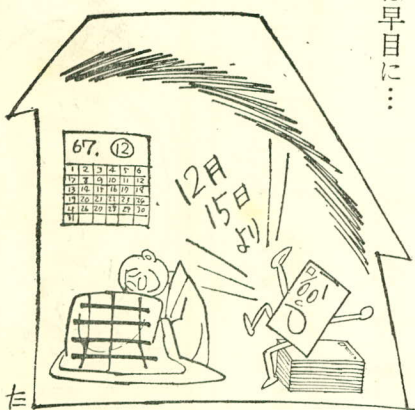
□お茶の効用□

年賀状は22日までに

12月15日から、いよいよ年賀ハガキの受け付けが始まります。郵政省では、12月28日までの、特別取り扱い期間とす。しかし、毎年この期間の

年賀状は早目に：

(特別取扱い
12月15日より
28日まで)



- ①相手の住所が変わっていないか。
- ②さいきん転居した人は、まへの住所の受持郵便局へ転居届を出しておきましよう。
- ③できるだけ束ねて、上部に「年賀郵便」と朱書して出しましょう。
- ④お年玉つき年賀はがき以外のはがきを年賀状として出すときは、一通ごとに、表面のあて名の左に

L T 貿易

日本と中共との間で行なっている貿易のやり方の一つで、日中総合貿易のことです。昭和37年11月、日本側のすでになくなられた高碓達之助さん（当時訪中使節団長）と中共側日中友好協会の会長りょう承志（りょうしょうし）さんとの間でかわされた覚え書きにより行なわれることから、ふたりのかしら文字をとって「IT貿易」とよんでいます。

このとりきめは、38年から五カ年の約束ではじめられ、ことしがその最後の年にあたります。このため、協定の改定交渉がたびたび話題にのぼり、そのゆくえが注目されています。

日中貿易のやりかたのもう一つは、中共の指定した日本側友好商社とだけ通商を行なう「友好貿易」がありますが、これを正常化しようとするのがLT貿易のねらいです。しかし、昭和39年に故吉田元首相が国民政府にあてたいわゆる「吉田書簡」によって、輸出入銀行のお金を使うプラント類の長期延べ払い輸出は中共に適用されないため、これまでのLT貿易に大きな障害となっていました。今後の改定交渉にあたってもこれは大きな問題とみられています。

歳末たすけ合い
運動にご協力を

無月の空重し遠のく農機の灯
陽をためて新葉に声する

結局、お茶は純粹に、し好品として飲むことです。お茶

12月1日から、ことしも歳
末たすけ合い運動がはじまり

行戸 塙 ひろし
北浦に橋ケタ並び秋高し

興奮作用、タンニンの渋味、
独得のかおり、色……これら

冷たいしわすの風にさらされ、不幸な生活を送っている

小幡 高野三千春
秋蚊帳のさらりと

なんともいえない魅力なので
す。そして、飲み過ぎないこ

めて、年末年始を少しでも明
く過ぐすよう、この運動に

車に願ふ
気がつけばひげそるしらが
秋すだれ

したちの作法といえるでしやう。